

## ひだかしんきん 定期預金規定（証書用）

### I. 自由金利型期日指定定期預金規定

#### 1. 〔預入制限〕

自由金利型期日指定定期預金（以下、このI.の規定およびIX.の共通規定ともに「この預金」といいます。）の預入れは1,000円以上300万円未満で1円単位とし、個人の預金者を対象とします。

#### 2. 〔預金の支払時期等〕

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書記載の据置期間満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1カ月前までに通知をしてください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

#### 3. 〔利息〕

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 1年以上2年未満 証書記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 証書記載の「2年以上」の利率  
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金をIX.定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。
  - ① 6カ月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6カ月以上1年未満 2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6カ月未満 2年以上利率×50%
  - ④ 1年6カ月以上2年未満 2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6カ月未満 2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6カ月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この規定のほか、巻末に記載した「IX.定期預金共通規定」によりお取り扱いしますので、併せてお読みください。

以上

### II. 自動継続自由金利型期日指定定期預金規定

#### 1. 〔預入制限〕

自動継続自由金利型期日指定定期預金（以下、このII.の規定およびIX.の共通規定ともに「この預金」といいます。）の預入れは1,000円以上300万円未満で1円単位とし、個人の預金者を対象とします。

#### 2. 〔預金の自動継続〕

- (1) この預金は、証書記載の最長預入期限に前回と同一の期間で自動的に継続します。なお、利息を元金に組入れる方法で、自動的に継続した場合、組入れ後の金額は300万円未満とし、300万円を超える時は自動継続自由金利型定期預金（M型）3年契約として継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、証書記載の最長預入期限（継続をしたときはそ

の最長預入期限）までに、その旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

#### 3. 〔預金の支払時期等〕

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書記載の据置期間満了日）。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1カ月前までに通知をしてください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次の第2項により満期日の指定がなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前第2項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

#### 4. 〔利息〕

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 1年以上2年未満 証書記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 証書記載の「2年以上」の利率  
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 継続後のこの預金の利息についても前第1項と同様の方法により計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または継続日に元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1カ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金をIX.定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。
  - ① 6カ月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6カ月以上1年未満 2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6カ月未満 2年以上利率×50%
  - ④ 1年6カ月以上2年未満 2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6カ月未満 2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6カ月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この規定のほか、巻末に記載した「IX.定期預金共通規定」によりお取り扱いしますので、併せてお読みください。

以上

### III. 自由金利型定期預金（M型）規定

#### 1. 〔預入制限〕

自由金利型定期預金（M型）（以下、このIII.の規定およびIX.の共通規定ともに「この預金」といいます。）の預入れは1,000円以上1,000万円未

満で1円単位とします。

## 2. [預金の支払時期]

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

## 3. [利息]

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。利息の計算方法には、単利の方法と6カ月複利の方法があり、個人の預金者の方については、預入日の3年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日とした場合は、特段のお申出のない限り、6カ月複利の方法により計算します。それ以外のこの預金については、預入期間にかかわらず、単利の方法で計算します。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利の方法で利息計算するこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および証書記載の中間払利率によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「スーパー定期2年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の中間払利息請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに、中間払日以後に当店に提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間払日にこのスーパー定期2年ものと同満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間払日における当金庫所定の方法により表示する利率を適用します。

② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金をIX. 定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、6カ月複利の方法で計算するこの預金については、期限前解約利息も6カ月複利の方法により計算します。ただし、単利の方法で計算するこの預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。

① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合（6カ月複利の方法で計算する場合も同様とします。）

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D 1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F 2年6カ月以上4年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合（6カ月複利の方法で計算する場合も同様とします。）

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
---------	----------------

B 6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D 1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F 2年6カ月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合（6カ月複利の方法で計算する場合も同様とします。）

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6カ月未満	約定利率×40%
D 1年6カ月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6カ月未満	約定利率×60%
F 2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%
G 3年以上4年未満	約定利率×80%
H 4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 4. [中間利息定期預金]

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記第3条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

この規定のほか、巻末に記載した「IX. 定期預金共通規定」によりお取扱いたしますので、併せてお読みください。

以上

## IV. 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

### 1. [預入制限]

自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下、このIV. の規定およびIX. の共通規定ともに「この預金」といいます。）の預入れは、1,000円以上1,000万円未満で1円単位とします。

### 2. [預金の自動継続および支払時期]

(1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間で自動的に継続します。なお、利息を元金に組入れる方法で自動的に継続した場合、組入れ後の金額は1,000万円未満とし、1,000万円を超える時は自動継続を中止します。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3. [利息]

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下第3条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については前記第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。利息の計算方法には、単利の方法と6カ月複利の方法があり、個人の預金者の方については、預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日および預入日の5年後の応当日を満期日とした場合は、特段のお申出のない限り、6カ月複利の方法により計算します。それ以外のこの預金については、預入期間にかかわらず、単利の方法で計算します。ただし、預入日の2年後の応当日、預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日および預入日の5年後の応当日を満期日とした単利の方法で計算するこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および証書記載の中間払利率（継

続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続スーパー定期2年もの」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1カ月後、2カ月後、3カ月後、6カ月後および1年後の応当日を満期日とした単利の方法で利息計算するこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自動継続スーパー定期2年ものこの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次により取扱います。
- A 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にこの自動継続スーパー定期2年ものと満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間払日における当金庫所定の方法により表示する利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続スーパー定期2年ものに継続します。
- ③ 預入日の3年後、4年後および5年後の応当日を満期日とした単利の方法で利息計算するこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 預入日の3年後、4年後および5年後の応当日を満期日とした複利の方法で利息計算するこの預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの約定日数および証書記載の利率(継続後の預金については前記第2条第2項の利率)によって6カ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ⑤ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の中間払利息請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに当店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を支払っているものは、その中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金をIX. 定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、6カ月複利の方法で利息計算するこの預金については、その利息は、預入日から解約日の前日までの預入日数および次の利率によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。
- ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6カ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| C 1年以上3年未満  | 約定利率×70%       |
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合(6カ月複利の方法で計算する場合も同様とします。)
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6カ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満 | 約定利率×40%       |

- |               |          |
|---------------|----------|
| C 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90% |

- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合(6カ月複利の方法で計算する場合も同様とします。)
- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| C 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| D 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| E 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| F 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×80%       |
| G 3年以上4年未満    | 約定利率×90%       |
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を満期日前に解約する場合(6カ月複利の方法で計算する場合も同様とします。)
- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満   | 約定利率×30%       |
| C 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×40%       |
| D 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×50%       |
| E 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×60%       |
| F 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×70%       |
| G 3年以上4年未満    | 約定利率×80%       |
| H 4年以上5年未満    | 約定利率×90%       |
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. [中間利息定期預金]

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

この規定のほか、巻末に記載した「IX. 定期預金共通規定」によりお取扱いたしますので、併せてお読みください。

以上

#### V. 自由金利型定期預金規定

##### 1. [預入れの最低金額]

自由金利型定期預金(以下、このV.の規定およびIX.の共通規定ともに「この預金」といいます。)の預入れは1千円以上1円単位とします。

##### 2. [預金の支払時期等]

- (1) この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) あらかじめ自動解約入金の約定のある場合(以下「自動解約入金方式」といいます。)は、証書記載の満期日に自動解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)へ入金します。

##### 3. [利息]

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および証書記載の中間払利率によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A 現金で受取る場合には、当金庫所定の中間払利息請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- B 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を

差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金をIX. 定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
  - ① 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。
    - A 解約日における普通預金の利率
    - B 約定利率－約定利率×30%
    - C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。
  - ② 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のA、Bの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。
    - A 約定利率－約定利率×30%
    - B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

この規定のほか、巻末に記載した「IX. 定期預金共通規定」によりお取扱いたしますので、併せてお読みください。

以上

## VI. 自動継続自由金利型定期預金規定

### 1. [預入れの最低金額]

自動継続自由金利型定期預金（以下、このVI. の規定およびIX. の共通規定ともに「この預金」といいます。）の預入れは1千万円以上1円単位とします。

### 2. [預金の自動継続および支払時期等]

- (1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間で自動的に継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. [利息]

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本条において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については前記第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および証書記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日に支払います。
  - ② 中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を

差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
  - ① 預入日の1カ月後、2カ月後、3カ月後、6カ月後および1年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ② 預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の中間払利息請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を支払っているものは、その中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金をIX. 定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
  - ① 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。
    - A 解約日における普通預金の利率
    - B 約定利率－約定利率×30%
    - C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。
  - ② 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のA、Bの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。
    - A 約定利率－約定利率×30%
    - B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
- (5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

この規定のほか、巻末に記載した「IX. 定期預金共通規定」によりお取扱いたしますので、併せてお読みください。

以上

## VII. 変動金利定期預金規定

### 1. [預入れの最低金額]

変動金利定期預金（以下、このVII. の規定およびIX. の共通規定ともに「この預金」といいます。）の預入れは1,000円以上1円単位とします。

### 2. [預金の支払時期等]

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. [利率の変更]

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の当金庫所定の方法により表示する利率に、この預金の

預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の方法により表示する利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

#### 4. [利息]

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。利息の計算方法には、単利の方法と6カ月複利の方法があり、個人の預金者の方については、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合は、特段のお申出のない限り、6カ月複利の方法により計算します。それ以外のこの預金については、預入期間にかかわらず、単利の方法で計算します。

① 利息を単利の方法で計算するこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、この預金の利息は、中間利払日数および証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率、以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の中間払利息請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 利息を複利の方法で計算するこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の約定利率。）によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金をIX. 定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。

① 利息を単利の方法で計算するこの預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日まで経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日まで経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6カ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c 1年以上3年未満  | 約定利率×70%       |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| d 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| f 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

② 利息を複利の方法で計算するこの預金を満期日前に解約する場合は、

預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| d 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| f 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この規定のほか、巻末に記載した「IX. 定期預金共通規定」によりお取扱いますので、併せてお読みください。

以上

### VIII 自動継続変動金利定期預金規定

#### 1. [預入れの最低金額]

自動継続変動金利定期預金（以下、このVIII. の規定およびIX. の共通規定ともに「この預金」といいます。）の預入れは、1,000円以上1円単位とします。

#### 2. [預金の自動継続および支払時期]

(1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間で自動的に継続します。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の当金庫所定の方法により表示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の方法により表示する利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

#### 3. [利率の変更]

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本条および第4条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし6カ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の当金庫所定の方法により表示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の方法により表示する利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

#### 4. [利息]

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。利息の計算方法には、単利の方法と6カ月複利の方法があり、個人の預金者の方については、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合は、特段のお申出のない限り、6カ月複利の方法により計算します。それ以外のこの預金については、預入期間にかかわらず、単利の方法で計算します。

① 利息を単利の方法で計算するこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。なお、この預金の利息は、中間利払日数および証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第2条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって

計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 利息を複利の方法で計算するこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金についても同じです。）によって6カ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の中間払利息請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（単利の方法で計算するこの預金の中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金をIX. 定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。

① 利息を単利の方法で計算するこの預金を満期日前に解約する場合は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日まで経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日まで経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6カ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c 1年以上3年未満  | 約定利率×70%       |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| d 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| f 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

② 利息を複利の方法で計算するこの預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| d 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| f 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この規定のほか、巻末に記載した「IX. 定期預金共通規定」によりお取扱いしますので、併せてお読みください。

以上

## IX. 定期預金共通規定

### 1. [証券類の受入れ]

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

### 2. [反社会的勢力との取引拒絶]

この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号AからFおよび第6号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 3. [預金の解約、書替継続]

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約入金方式以外で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。ただし、自動継続方式の場合は、自動的に書替継続を行い、継続日以後にこの証書に継続後の明細を記載します。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第7条第1項または第2条に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またそのおそれがあると認められる場合

④ 預金者が口座開設申込に際し、虚偽の申告をしたことが判明した場合

⑤ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

⑥ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を越えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(4) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解約を求める場合には、証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 4. [届出事項の変更、証書の再発行等]

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。

### 5. [成年後見人等の届出]

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
6. [印鑑照合]
- 払戻請求書等、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
7. [譲渡、質入れの禁止]
- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
8. [休眠預金等活用法に係る最終異動日等]
- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動日が最後にあった日。
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
- (a) 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等。
9. [休眠預金等代替金に関する取扱い]
- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
10. [保険事故発生時における預金者からの相殺]
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとします。預金証書と払戻請求書に記名押印（届出印）して通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
11. [通知等]
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
12. [規定の変更等]
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

改正 R2.4.1